

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第1号

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）

の一部を次のように改正する。

別表第2特別支援学校、高等学校及び中等教育学校の項中「13,100円」を「13,300円」に改め、同表小学校及び中学校の項中「12,700円」を「12,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の規定は、令和8年1月1日から適用する。